

Title	景気政策と地方財政
Author	木村, 収
Citation	経済学雑誌. 別冊. 99巻2号
Issue Date	1998-10
ISSN	0451-6281
Type	Learning Material
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

# 景気政策と地方財政

木 村 收

## I バブル経済崩壊後の景気対策と財政

バブル経済の崩壊を契機に日本経済は、1991年2月から深刻な景気後退局面に入ったが、度重なる景気対策に下支えられて、93年10月を底に拡張段階に入った。しかし、その回復のテンポは緩慢で回復感も乏しく、「だらだら景気」とか「花曇り景気」などと呼ばれてきた。

この間にとられてきた経済対策は、7回に及び、うち事業規模が明示された6回分だけでも66兆円を超える空前のスケールで展開された。

それは、公共事業の施行促進と追加、公共用地の先行取得、財政投融資の拡大、住宅投資の促進、規制緩和の促進、円高差益の還元、さらには所得減税等景気対策の手法を総動員するものであった。いわば痛み止めやカンフル剤を多用しながらの「回復」であった。しかし実態は、低い「山」からすでに下りはじめていた。月例経済報告は、97年7月の「堅調な民間需要を中心とした景気は回復」との総括判断から、11月の「足踏み」、98年2月の「停滞」、さらには98年4月からの「一層厳しさを増している」へとシグナルを切り替えた。そしてやっと6月22日に経済企画庁は、97年3月を景気の転換点「山」として暫定的に判定した。97年度の国内総生産(GDP)の実質成長率は、対前年度比マイナス0.7%（戦後2度目のマイナス）であると発表されていたが、特に個人消費は戦後初のマイナス(△1.2%)であった。

こうしたなかで98年4月24日には、2年半ぶ

りに、総事業費規模が16兆円を超える史上最高の「総合経済対策」が決定された。それは財政構造改革の進展にブレーキをかけ、一定の調整を必要とするものであった。

バブル期に一時的に好転を見て、特例（赤字）公債依存を脱した財政は、バブル崩壊後の税収減や景気対策の積み重ねで、急激に悪化した（地方財政も同様である）。そして97年度予算は、財政構造改革元年度予算と位置づけられ、さらに97年11月28日に成立した「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（通称「財政構造改革法」）によって、2003年度を目標とする財政健全化への道筋が明示された。特例公債は通減し、目標年次ではゼロという段取りである。98年度当初予算は、定められた歳出項目ごとの上限制（キャップ）の枠内で編成され、前年度に比べ0.4%の増であるが、一般歳出では1.3%，公共事業では7.8%のマイナスとなる厳しい抑制基調のものであった。98年度の地方財政計画も全体では、対前年度でほぼ同額であるが、一般歳出では1.6%のマイナスであった。財政構造は悪化するなかで、景気は回復しない。生みだされたばかりの財政構造改革法は、景気対策を進めるための足枷となっていると考えられた。

総合経済対策の決定と合せて財政構造改革法の改正が検討され、目標年度を2005年度に延ばすとともに、特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置をとること等がきまった。そして、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律（1998年6月5日法律第94

号) が成立した。

しかし、今後とも景気対策か財政再建かという大きなジレンマは続くこととなる。

ところで、地方団体は、これまでにも国の景気対策の推進に協力してきたが、新たな対応を要請されている。

しかし、地方財政の構造は悪化するばかりである。また、98年度当初予算で歳出抑制の急ブレーキをかけた地方財政は、踏み終える前に再び急発進のアクセルを踏まなければならない。また対策の手法によっては、地方財政の自主性が損われたり、地方の行政運営に混乱を生じることも考えられる。

本稿では、国の景気対策が地方財政に浸透し、発現する仕組みを見るとともにその問題点を取りあげることとする。

なお、以上述べた最近の経済対策や財政の動向については、末尾に参考資料（第1表から第4表）を添付しているので参照されたい。

## II 財政の三つの機能と地方財政

### 1. 経済安定化機能としての財政の景気調整機能

財政の機能は、市場メカニズムが円滑に働く条件を整え、その欠陥を補完することであり、通常、①資源配分の調整、②所得の再分配、③経済の安定化、の三つがあげられている。

経済安定化のために財政の景気調整機能を発動させる手法としては、①財政の仕組み自体に安定化機能が制度化されたものとしての自動安定化装置（ビルト・イン・スタビライザー built in stabilizer）、と②自由裁量的財政政策（ディスクレーショナリィ・ポリシー discretionary policy）があり、これらは二者択一というよりは相互補完し合っているのが通例である。

自動安定化装置は、例えば、所得税の累進税率等や法人税制によって、景気上昇時には税収増があり、民間部門からの資金移転が加速され、

また、不景気になると社会保障費が増加することによって経済安定化が図られることに見られるように、財政制度自体に自動的に作動する経済安定化機能が内蔵されているということである。これは機動性で優ぐれているが、大きな景気変動に対応するには不十分さがある。

他方、自由裁量的財政政策は、政府が意図的に景気を調整するための財政政策を実施する場合であって、フィスカル・ポリシー（Fiscal policy）という。経済の動向に対応して、公共事業を中心に、公債の活用による財政（予算）規模の拡大または縮減、公共事業等の予算執行を繰り延べたり繰り下げる、増・減税を追加的に行って、景気を抑制したり刺激したりするわけである。

フィスカル・ポリシーには、財源見通し上の制約があるうえに、機動的に発動されるには難点も多い。実行過程で生じる様々な「タイム・ラグ（時間の遅れ）」の問題である。

景気が反転してから、その事実を政策当局が認めるまでの「認知ラグ」、政策の発動が決定されるまでの「決定ラグ」、そして実際に効果が波及するまでの「効果ラグ」の存在がそれである<sup>1)</sup>。そのためその有効性について問題提起されることが多い。適時・適切な政策運営とすることは難しいのが実態である。

なお、以上の自由裁量的財政政策が機動性を欠いている点を補完するものとして、定式的伸縮制度（フォーミュラ・フレッキシビリティ formula flexibility）がある。景気動向に一定の変化が生じたときに、あらかじめ定めた税財政上の措置が自動的に作動させることができるよ

1) 三つのラグはフリードマン・Mが指摘したもの。田原昭四は、「実態的にみると、この分類はさらに、①情報ラグ→②認知ラグ→③決定ラグ→④実施ラグ→⑤効果ラグ、の5種類に細分した方が観察上便利である」と述べている。田原昭四『日本と世界の景気循環』、東洋経済新報社、1998、第5章第3節。

う事前に議会の承認を得ておくといった仕組みである。

以上財政政策について述べたが、景気政策としては、金融政策（公定歩合の変更、預金準備率の操作等）が重要であり、財政とともにポリシー・ミックス（policy mix）として実施されることが多い。特に金融政策は機動性に富んでいるという利点がある。

ところで、わが国の財政においてフィスカル・ポリシーが積極的に活用されるようになったのは何時頃からであろうか。戦後はじめて国債が発行され、財政新時代を迎える昭和40（1965）年代以降がその転換の時期である。1966年の経済白書は、「これまで需要超過基調の経済においては、景気調整策として金融政策が極めて有効であり、財政は景気に対し中立的な均衡財政の方針を維持し、その自動安定機能を通じて景気調整に副次的、補完的な役割を果してきた」が、「経済基調の変化と国債発行が可能となった上で、財政が景気変動を積極的に調整することが可能となった」と述べている<sup>2)</sup>。

その後「1973年の第1次石油不況期から1995年の超円高景気停滞期まで20年余りの間に策定された経済政策の総数は36種類に達するが、このうち追加的財政支出を伴った景気浮揚策は14種類」であった<sup>3)</sup>。

## 2. 地方財政の機能とその景気対策の意義

財政のもつ三つの機能のうち、地方財政の主たる機能は、公共財の供給による資源配分にあり、所得の再分配及び経済安定化の機能は、主に国の財政に帰属するといわれてきた。

かつて井藤半弥は、1971年に、フィスカル・ポリシーは、「全国的、統一的観点によって取扱われるべきであって、これについて主として問題となるのは国家の財政である。地方財政の

場合は……学界では、これについて否定的、消極的态度をとるものが多い」と述べた。ただし、中央政府のフィスカル・ポリシーに「無関心、非協力的であること」は望ましいことではなく、必要な政策については、地方団体が財政を通じて協力するのが望ましいとの立場であって、「国のとるフィスカル・ポリシーに地方財政が協力するとしても、その性質上限界があること、地方財政では、赤字財政よりも収支均衡財政をよりつよく堅持すべきであるということである」と総括している<sup>4)</sup>。

今日においても、この考え方大きな変化はないといえる<sup>5)</sup>。

一方、「集権・融合型」あるいは「集権的分散システム」を特徴とするわが国の行財政システムにあっては、大部分（約3分の2）の行政は地方財政を通じて支出されているという実態がある。国の政策は、地方財政に色濃く投影される。この点で国の所得再分配機能や経済安定化機能もその多くは地方財政を通じてはじめて作動するというのが実態なのである。

4) 井藤半弥『地方財政学概論』、千倉書房、1971、97-8ページ。

5) 例えば、米原淳七郎『はじめての財政学』、有斐閣、1997、12-3ページなど。

また、林健久は、地方財政と景気対策の関係について、「大学のテキストなどでも立ち入って触れられることは少なく、時として言及される場合には、両者の関係を否定的に取り扱うのがふつうのようである」と述べ、その原点は「マスグレイヴが『財政学』の中で展開した評論をふまえているように思われる」とも述べている。

そして、アメリカと違って、わが国の地方財政の特徴（7点が指摘されている）は、地方財政が経済政策・景気政策適応的なシステムであり、「トータルとしての地方財政を中央が操作しうる点がキーポイントである」と述べるとともに、こうしたシステムが地方の自治自立に抵触する点をどのように解決していくべきか問題提起を行っている。林健久「地方財政と景気政策」『地方財政』37巻5号、1998年5月。

2) 昭和41年版経済白書、196-7ページ。

3) 田原、前掲書（注1）、136ページ。

現に国はその決定した景気政策の実施を強く地方団体に要請するとともに、地方債を中心に当面の財源措置を一応準備しているという「形」を示すのが通例である。

全国画一的に行われる必要がある所得再分配や経済安定化の機能は、主として国の責任において行われる（地方団体も独自の景気対策として例えば中小企業融資などを行っている）が、地方財政が国の政策を受けとめ、実行段階の「担い手」として対応する仕組みが、わが国の国と地方の政府関係にビルト・インされているといえよう。

国が全国的立場からの景気政策の第1次的決定者とすれば、その政策に沿って、地域での事業の緊要性、実施準備体制、財政の対応力等を総合勘案しながら、ある程度主体的に国の政策メニューを選択し実施する地方団体は、結果的に第2次的、補完的な景気政策の決定者であり、「担い手」の立場にあると位置づけることができる。

しかしながら、こうした「地方財政を通ずる景気対策」の展開には、地方財政の特徴から来る限界があることが認識されなければならない。

景気対策の必要性は地域的に濃淡があり、必要なメニューや優先度も異なる。また、その効果の域外への漏出があり、地方団体にとって複雑な問題である。

景気対策を有効なものとするには、「協力者」あるいは「担い手」としての地方団体の意向や主体性が尊重される必要がある。

また、景気対策の実行上生じるタイム・ラグがここにも生じる。国の政策決定を受けて、その内容を確認したうえで、補正予算、条例改正等の手順を踏んで、事業計画の詰め、設計、入札等その事業化のためのステップは多段階である。国の政策が地方団体において実施されるまでには、行財政システムそのものから生じる一定のタイム・ラグを伴うことは避け難い。

また、最近景気対策として減税が多用されて

いるが、年末調整や確定申告によって税額が確定する所得税と前年所得を基準に年度の初めに賦課額を確定させる住民税とでは、年度開始後に追加減税を行う場合等には自ら異った取扱いとすべきであろう。

1997年12月と98年4月の2回にわたって所得税及び住民税の特別減税を行う方針が橋本首相によって示された（その内容は第5表）。98年度の住民税の特別減税は、事務処理の上では「網渡り」的に間に合わせているものの種々問題が多い<sup>6)</sup>。そこでこうした年度開始後に行われる個人所得課税（所得税及び住民税）についての追加減税又は法的に減税措置が1年限りである減税（以下「特別減税」という）が行われた過去の事例から、住民税の追加・特別減税の問題を例として地方団体による景気対策のあり方について考えて見たい。

### III 景気浮揚策としての所得課税における追加・特別減税

わが国において景気浮揚策として税制の活用が問題とされはじめるのは、昭和40年代半ばからである。所得税や住民税の減税の背景には、物価調整、自然増収を充てる負担軽減、生活保護基準の動向、国際比較さらには景気対策等複雑な動因が交錯し、加えて政治力学の影響があり、減税の理由を因数分解することは難しい。

そのなかで単年度限りの景気浮揚を標榜する特別減税や年度開始後の追加減税は、1965年度以降で見ると98年度に入っての2回目の追加特別減税を含めて十数回に及ぶ事例がある<sup>7)</sup>。そ

6) 木村收「景気対策と地方税」（都市時評）『都市問題研究』50巻6号、1998年6月を参照のこと。

7) 主に次の資料により、整理しカウントしたものである。

① 各年度『地方税制改正詳解』、地方財務協会及び各年度版「改正税法のすべて」

② 佐藤進、宮島洋『戦後税制史（第2増／

所得課税についての追加・特別減税実施経過一覧表

区分	改正 (方針決定) 年度	減税 実施年度	対象税目		減税の内容	減税規模
			所得税	住民税		
①	1971 (昭46)	1971 (昭46)	○	△ (翌年度に 一般減税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>翌年度予定減税分の追加。(20年ぶりの追加減税)</li> <li>所得控除の引上げと税率の緩和</li> </ul>	億円 2,078
②	1977 ( 52)	1977 ( 52)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>1976(51)年所得税を77(52)年に一部還付(戻し税)</li> <li>納税者本人6,000円、控除対象配偶者又は扶養親族各3,000円を加算した特例減税額(76(51)年所得税額を限度)</li> <li>財源措置の2分の1は前年度決算剰余金</li> </ul>	3,000
③	1978 ( 53)	1978 ( 53)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>1977(52)年所得税を78(53)年に一部還付(戻し税)</li> <li>特例減税額は76(51)年所得税に同じ(77(52)年所得税額を限度)</li> </ul>	3,000
④	1981 ( 56)	1981 ( 56)	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>通称「ラーメン減税」</li> <li>納税者本人、控除対象配偶者及び扶養親族各500円を加算した額を1981(56)年所得税から控除</li> <li>1980(55)年度決算剰余金相当額(484億円)を財源とする</li> </ul>	484
⑤	1983 ( 58)	所得税 1983(58) 住民税 1984(59)	○	△ (翌年度実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税は所得控除の引上げ</li> <li>住民税は、1984(54)年度の本格減税分に所得税の年内減税対応分を上乗せ減税(戻し減税ではない)</li> </ul>	所得税 1,500 住民税は翌年度 上乗せ分として 600
⑥	1987 (62)	1987 (62)	○	△ (翌年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1987(67)年2月国会に提出された売上税法案、所得税法等の一部改正法案等4法案の審議が紛糾、衆議院議長斡旋による「税制改革協議会」が与野党間で設置。その報告をふまえて、9月に「所得税法等の一部を改正する法律案」(与党修正案:所得税の税率の刻みを1986年の15段階から12段階とし、累進構造の緩和を図る)が提出され可決。</li> <li>住民税については、「住民負担の軽減・合理化のため」1988(63)年度から税率の緩和、所得控除の引上げ等が行われた。(1988年度5,000億円、1989(平成元)年度から6,600億円規模の減税)</li> <li>なお、住民税利子割の課税が1988(63)年4月1日以降実施。</li> </ul>	87年度の所得 税減税額は、 当初法案 1兆180億円 ↓ 臨時国会提出 法案 1兆3000億円 ↓ 最終修正案 1兆5,400億円
⑦	1988 (63)	1988 (63)	○	△ (翌年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1988(63)年7月政府は、税制改革法案、所得税法等の一部改正法案、消費税法案等税制抜本改革6法案を国会に提出。開会直頭野党より所得税減税について分離先行処理するよう要求があり、折衝の結果、「昭和63年分の所得税の臨時特例に関する法律」(議員立法:所得税の税率の区分を6段階とし、大幅に累進構造の緩和を図る)が成立。いわゆる「先取り減税」。</li> <li>住民税は、1989(平成元)年度以降分で対応。</li> </ul>	所得税 1兆3,000億円
⑧	1993 (平5) (1994年 2月結着)	1994 (平6)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民福祉税撤回減税</li> <li>特別減税額は20%の定率減税。ただし限度額 所得税 200万円 住民税 20万円</li> <li>1994(平6)2.9日に改正大綱・答申が決定されたことから、94(6)年度の住民税の課税事務にぎりぎり間に合う一所得税連動減税となる。</li> </ul>	所得税38,430 住民税16,837 (総額5.5兆円)

⑨	1994 ( 6 ) 〈1994年 中絶着〉	1995 ( 7 )	○	○	・抜本税制改革として所得課税について制度減税と合せて単年度の特別減税を行う（いわゆる「2階建減税」） ・特別減税額は、15%の定率減税。ただし限度額 所得税 5万円 住民税 2万円	所得税13,760 住民税 6,310 （他に制度減税） （所得税24,240 住民税10,290）
⑩	1995 ( 7 )	1996 ( 8 )	○	○	・特別減税について単年度限りの特別減税を行う。 ・特別減税額は1995年（年度）と同じ	所得税14,050 住民税 6,333
⑪	1997 ( 10 ) 〈1997年 12月の首 相発言〉	1997 ( 10 ) （一部）	△ （一部）	×	・橋本首相が1997(9)12.17日2兆円の特別減税を、さらに1998(10)4.7日2兆円の追加減税を行うことを発表（計4兆円の特別減税）（以下第5表参照） ・特別減税額は定額控除方式（1998(10)年分所得税、1998(10)年度分住民税額を限度） 納稅義務者 控除対象配偶者又は扶養親族 所得税 第1回 18,000円 9,000円 第2回 20,000円 10,000円 計 38,000円 19,000円 住民税 第1回 8,000円 4,000円 2回 9,000円 4,500円 計 17,000円 8,500円 ・所得税は1998年2月の源泉徴収税額から控除開始	第1回 所得税 14,690 住民税 6,001 第2回 所得税 14,000 住民税 6,000 合計 4兆円
⑫	1997(9) 及び 1998(10) （1998.4月 の首相発言）	1998	○	○		

（注）1. 減税規模は、「財政金融統計月報」552号、1998年4月、26-8ページ等による。

2. 本表の作成にあたっては、主に本文注7の資料を参考とした。

の概況については、次の表にまとめている。

わが国経済が供給不足型から需要不足型の経済へと移行するにつれて減税は重視されることとなるが、近年では、特別減税の規模も大きくなるとともに多用される傾向にある。これには次のような理由が考えられる。

第1には、公共事業の追加と比較して機動性が高いこと、第2には公共事業の追加による乗数効果が落ちていることに加えて、旧来型の公共事業への批判論があること、第3には近年特に個人消費の不振が目立ちカンフル剤としての期待があること（アナウンス効果による消費者心理転換への期待もある）、第4には政治的に集票効果が期待される（「バラマキ型」）こと、

等があげられよう。

上表に示された追加・特別減税の説明は割愛することとするが、ここで所得課税（所得税又は住民税）について減税が行われるさいの減税方法について分類して見よう。

#### （1）制度改正方針の確定時期による分類

（a）年度開始前（一般減税又は翌年度に行われる特別減税）、（b）年度中途（追加減税。通常特別減税だが、次年度以降に継続される恒久減税もある）、（c）翌年度（戻し税による前年分所得税の還付）。

#### （2）法的減税効果の及ぶ年度（年）による分類

（a）年度を限定（通常1年。特別減税）、（b）法的に減税効果が継続されるもの（恒久減税）。

#### （3）減税対象税目による分類

（a）所得税及び住民税のセット減税、（b）所得税のみ、（c）住民税のみ。

なお、所得税減税が行われる際には自動的に「間接課徴の地方税」ともいわれる地方交

ヽ 補版】、税務経理協会、1990年。

③ 飯野邦彦【所得課税の理論と政策課題】、税務経理協会、1998年。

④ 西川一誠【地方税における所得課税】、第1法規、1982年。

付税が減収となることが留意されなければならない（地方財政は自動的に景気対策に協力していることとなる）。

(4) 具体的な減税手法による分類

(a)所得控除の引上げ, (b)税率の緩和, (c)税額定額控除方式, (d)税額定率控除方式, (e)戻し税, (f)その他（「商品券」方式など、が論議されてきた）

(5) 補填財源による分類

①借入金, ②前年度剰余金等の特定財源, ③歳出カット, ④その他

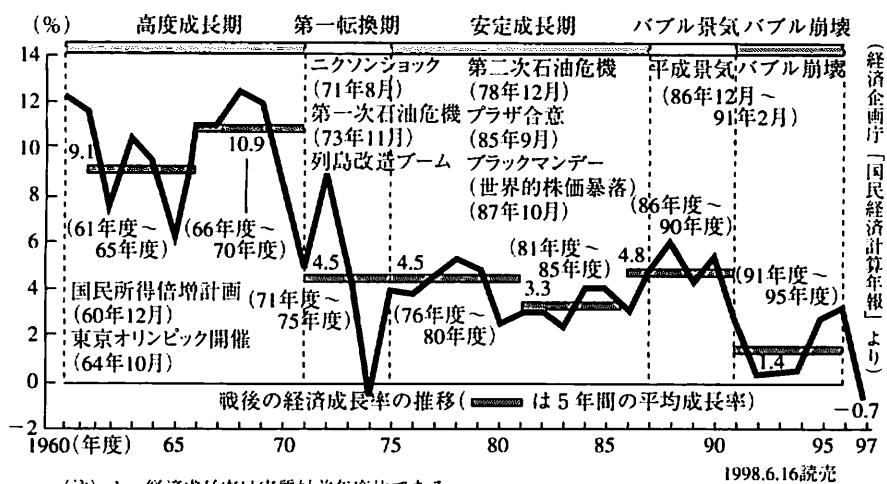
以上を念頭において、過去の追加・特別減税の事例について住民税と景気対策との関係を見てみると、1994年度の定率減税前の特別減税では基本的に追加・特別減税を行っていない（行う場合も翌年度）となっていることが注目され

る。

年末調整又は確定申告で事後的に精算できる所得税と、前年所得を基準に年度当初に税額を確定させる住民税との税の仕組みの差等の理由によるものものであった。最近は、大型で所得税連動同時実施型の特別減税となっている。このことには多くの問題点や検討すべき課題があると考えられる点をここでは指摘しておきたい。（了）

（参考） 本稿に関連して、バブル経済崩壊後の地方財政の状況について、次の拙稿を参考されたい。  
木村收「バブル崩壊と地方財政—大阪市財政への影響—」（日本地方財政学会編『高齢化時代の地方財政』、勁草書房、1998年。）

第1表 戦後の経済成長率の推移の状況図



	74年度	97年度
実質経済成長率 (前年比、単位%)	-0.5	-0.7
実質消費支出 (前年比、単位%)	1.5	-1.2
消費者物価伸び率 (前年比、単位%)	20.9	2.0
完全失業率(%)	1.5	3.5
公定歩合(%)	9	0.5

(出所)『読売新聞』1998年6月16日(図)及び同6月13日(注2)。

第2表 戦後の日本の景気循環

	谷	山	拡大	谷	後退
第1循環					
第2循環	1951(26)年10月	1951(26)年6月	(特需景気)	1951(26)年10月	4カ月 一
第3循環	1954(29)年11月	1954(29)年1月	27カ月 (投資景気)	1954(29)年11月	10カ月 一
第4循環	1958(33)年6月	1958(32)年6月	31カ月 (神武景気)	1958(33)年6月	12カ月 (なべ底景気)
第5循環	1962(37)年10月	1961(36)年12月	42カ月 (岩戸景気)	1962(37)年10月	10カ月 一
第6循環	1965(40)年10月	1964(39)年10月	24カ月 (五輪景気)	1965(40)年10月	12カ月 (昭和40年不況:証券不況)
		1970(45)年7月	57カ月 (いざなぎ景気)	1971(46)年12月	17カ月 (いざなぎ後の調整, ニクソンショック)
第7循環	1971(46)年12月	1973(48)年11月	23カ月 (列島改造ブーム)	1975(50)年3月	16カ月 (第1次石油危機後)
第8循環	1975(50)年3月	1977(52)年1月	22カ月 一	1977(52)年10月	9カ月 一
第9循環	1977(52)年10月	1980(55)年2月	28カ月 一	1983(58)年2月	36カ月 (第2次石油危機後)
第10循環	1983(58)年2月	1985(60)年6月	28カ月 一	1986(61)年11月	17カ月 (円高不況)
第11循環	1986(61)年11月	1991(3)年2月	51カ月 (平成景気)	1993(5)年10月	32カ月 (バブル後不況)
第12循環	1993(5)年10月	1997(9)年3月	41カ月		

(注)1. 循環は、経済企画庁「景気基準日付」による。

2. 1997年3月の「山」は1998.6.22日に暫定的に判定されたものである。

第3表 経済と景気対策の動向（1965（昭40）～1998（平10））

年又は 年度	景気基準 日付	国民総生産（GDP） 対前年度比		公定歩合 (各月末の率)	公共事業上半期契約率		公共事業 執行方針	特記すべき景気対策
		名目	実質		目標	実績		
1965 (昭40)	⑩10月↓	11.1%	6.2%	1月6.21% 4月5.84 6月5.48	%	-%		
1966 (41)	↑	17.6	11.0	→	72.0	72.4		
1967 (42)	↑	17.0	12.4	9月5.84	-	65.4	国際収支改善対策	
1968 (43)	↑	18.3	12.0	1月6.21 8月5.84	-	65.0		
1969 (44)	↑	18.4	12.1	9月6.25	-	68.1		
1970 (45)	↑↓ ⑪7月	15.7	8.2	10月6.00	-	65.8		
1971 (46)	⑩12月↓	10.1	5.0	1月5.75 5月5.50 7月5.29 9月4.73	72.2	76.7	促進	
1972 (47)	↑	16.4	9.1	6月4.25	72.4	73.9	促進	
1973 (48)	⑪11月↑	21.0	5.1	4月5.00 7月6.00 9月7.00 12月9.00	55.8	54.7	抑制	財政執行の繰り延べ (59.6%→55.8%)
1974 (49)	↓	18.6	△0.5	→	53.9	52.8	抑制	財政執行の繰り延べ (54%以下に止める)
1975 (50)	⑩3月↓	10.0	4.0	4月8.50 6月8.00 8月7.50 10月6.50	-	68.3	円滑な執行	
1976 (51)	↑	12.4	3.8	→	-	65.3	円滑な執行	
1977 (52)	⑪1月↓ ⑩10月↑	11.0	4.5	3月6.00 4月5.00 9月4.25	73.0	75.1	促進	
1978 (53)	↑	9.7	5.4	3月3.50	73.0	76.0	促進	
1979 (54)	↑	8.0	5.1	4月4.25 7月5.25 11月6.25	66.9	66.7	機動的な 施行	
1980 (55)	⑪2月↓	9.0	2.6	2月7.25 3月9.00 8月8.25 11月7.25	59.5	59.6	抑制	
1981 (56)	↓	6.2	3.0	3月6.25 12月5.50	70.5	70.5	促進	
1982 (57)	↓	4.8	3.1	→	77.3	77.2	促進	総合経済対策 (1982.10.8)
1983 (58)	⑩2月↑	4.5	2.5	10月5.0	72.5	73.5	促進	総合経済対策 (1983.10.21)
1984 (59)	↑	6.8	4.1	→	-	72.0	機動的・ 弾力的	
1985 (60)	⑪6月↓	6.3	4.1	→	-	71.8	機動的・ 弾力的	内需拡大に対する対策 (1985.10.15)
1986 (61)	↓ ⑩1月	4.6	3.1	1月4.53 3月4.0 4月3.51 11月3.0	77.4	77.5	促進	総合経済対策 (1986.9.19)
1987 (62)	↑	4.8	4.8	2月2.5	80.1	80.1	促進	緊急経済対策 (1987.5.29)
1988 (63)	↑	6.8	6.0	→	-	68.0	適切な運用	
1989 (平元)	↑	7.1	4.4	5月3.25 10月3.75 12月4.25	-	68.2	適切な運用	
1990 (2)	↑	8.0	5.5	3月5.25 8月6.00	-	68.2	適切な運用	
1991 (3)	⑪2月↓	5.6	2.9	7月5.50 11月5.00 12月4.50	-	68.3	適切な運用	
1992 (4)	↓	1.9	0.4	4月3.75 7月3.25	75.2	77.4	促進	緊急経済対策(1992.3.31) 総合経済対策(1992.8.22)
1993 (5)	↓ ⑩10月	1.0	0.5	2月2.50 9月1.75	75.7	78.1	促進	総合経済対策(1993.4.13) 緊急経済対策(1993.9.16)
1994 (6)	↑	0.4	0.6	→	-	71.6	円滑・着実	総合経済対策(1994.2.8)
1995 (7)	↑	2.2	2.8	4月1.00 9月0.5	-	75.9	促進	緊急円高・経済対策(1995.4.14) 経済対策(1995.9.20)
1996 (8)	↑	2.8	3.2	→	75.6	72.0	機動的・ 弾力的	
1997 (9)	⑪3月↓	0.3	△0.7	→	-	70.3		
1998 (10)	↓			→	81.0		促進	総合経済対策(1998.4.24)

- (出所) 1. 「国民総生産（GDP）対前年度比」欄は、経済白書及び経済企画庁調査局編「経済要覧」（平成10年版）14ページによる。
2. 「公共事業上半期契約率」及び「公共事業執行方針」欄は主に建設省公共事業予算研究会編「公共事業と予算」（平成10年版）334ページによる。
3. その他「地方財政要覧」（平成50年版）276～280ページ及び同（平成10年版）384～402ページ等を参照。

第4表 最近の経済対策の概要

(単位:兆円)

区分	事業費					
	1992(平成4)年 8月	1993(5)年度			1995(平成7)年 9月	1998(平成10)年 4月
		4月(第1次)	9月(第2次)	2月(第3次)		
1 公共投資等の拡大						
(1) 公共事業関係						
①災害	0.5	0.5	0.5		0.7	0.2
②一般公共	3.4	3.2		3.4	3.9	
③阪神・淡路大震災復興対策等			1.0	0.2	1.4	
④UR農業合意関連対策			(他に用地先行取得) 0.1		1.1	6.0
(2) 教育・研究・医療・社会福祉施設・情報通信等	0.6	1.2		0.6	0.9	
(3) 地方単独事業等	2.8	3.5	0.7	1.8	2.5	2.3
・地方単独事業	1.8	2.3	0.5	0.3	1.0	1.5
・公共用地先行取得等事業債等	1.0	1.2	0.2	1.5	1.5	0.8
(4) その他(住宅金融公庫等)	1.4	2.3	2.9	1.9	2.3	1.5
(再掲)						
公共用地の先行取得等						
・用地国債等	0.2	0.4	0.1	0.6	1.2	0.3
・特別会計	0.3			0.1		
・公団等	0.3			0.1	0.5	0.7
・民間都市開発機構				0.5	1.5	0.5
・地方公共団体等	1.0	1.2	0.2	1.5	3.2	0.8
計	1.6	1.6	0.3	2.8		2.3
小計	8.6	10.6	5.2	7.9	12.8	10.0
2 中小企業対策及び民間設備投資の促進等	2.1	2.4	0.8	1.5	1.4	2.0
3 減税等		0.2		5.9		4.6
合計	10.7	13.2	6.0	15.3	14.2	16.6

(注) 1. 1993(5)年度の「第3次分」に係る減税額5.9兆円中、約3割の1.6兆円は地方税の減税(個人住民税)である。また、地方財政への影響額は約半分の2.9兆円である。

2. 「1995(7)年9月」に係るその他2.3兆円中、一般公共事業等による公共用地の取得1.2兆円、民間都市開発用地の先行取得制度の拡充0.5兆円、住宅金融公庫による住宅建設の促進0.5兆円である。

3. なお、上記の外、「緊急円高・経済対策」(平成7年4月)がある(対策においては、事業額は明示されていない)。

(出所) 自治省財政局資料(1998年5月)による。

第5表 1998(平成10)年分所得税、1998(10)年度分個人住民税の特別減税について

((当初分)) ((追加分)) ((合計))

## 1. 減税規模

$$\text{所得税・個人住民税 計 } 2 \text{兆円} + \text{左に同じ} = 4 \text{兆円}$$

(国税1.4兆円、地方税0.6兆円)

## 《減収額の年度帰属》

• 国税	• 国税
1998年2、3月分…1997年度(約7割)	1998年度
1998年4月以降…1998年度(約3割)	
• 地方税	• 地方税
1998年度	1998年度

## 2. 減税方式 定額控除方式

左に同じ

〔1998(10)年分の所得税額・1998〕  
 (10)年度分の個人住民税所得割  
 額の範囲内で一定の金額を控除〕

3. 減税額	((当初分))			((追加分))			((合計))		
	(国税)	(地方税)	(合計)	(国税)	(地方税)	(合計)	(国税)	(地方税)	(合計)
本人	18,000円	8,000円	26,000円	20,000円	9,000円	29,000円	38,000円	17,000円	55,000円
控除対象配偶者	9,000	4,000	13,000	10,000	4,500	14,500	19,000	8,500	27,500
扶養親族	9,000	4,000	13,000	10,000	4,500	14,500	19,000	8,500	27,500

## 4. 実施方法

## (所得税)

## (個人住民税)

- 給与所得者……①当初分は、1998年2月以降の源泉徴収税額から控除し、特別減税に係る控除未済額がある者については、追加分の特別減税額に当該控除未済額を加算して控除。  
 ②追加分は、1998(10)年8月の源泉徴収税額から追加分の特別減税額を控除。  
 (控除し切れない分は、翌月分以降からも控除可。)
- 年金受給者……給与所得者に準じた方法により追加実施。
- 事業所得者……予定納税の通知の期限（6月15日）及び第1期（1998(10)年7月）分の納期をそれぞれ1ヶ月遅らせた上でその第1期分の予定納税額から控除。  
 (当初分と追加分を合わせて実施) (控除し切れない分は、第2期1998(10)年11月)分からも控除可。)
- 予定納税のない者は、翌年の確定申告。

- 給与所得者……1998(10)年6月は徴収しない。当初分と追加分を合わせた特別減税の額を控除した後の年税額を7月から翌年5月までの11カ月で徴収する。
- 特別徴収税額の通知期限（5月31日）を1カ月遅らせる。
- 年金受給者、事業所得者等 1998(10)年度第1期分の納付額から控除する。  
 (第1期分で控除できない分は次の納期以降で控除)
- 第1期分の納期（6月中で条例で定める日）を1カ月遅らせる。

- (注) ◎「当初分」とは、1998年1月19日国会提出、1月30日可決・成立した所得税、及び住民税それぞれの特別減税法による特別減税。(これについては、橋本首相は1997年12月17日記者会見で2兆円特別減税を発表した。)
- ◎「追加分」とは、1998年5月11日国会提出、5月29日可決・成立した上記特別減税法の一部改正による追加特別減税。(これについては、橋本首相は、1998年4月9日記者会見で2兆円の追加特別減税を発表、4月24日の総合経済対策で決定された。)
- ◎「特別減税法」は、所得税関係として、①平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法（1998年1月30日法律第1号）、②平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律（1998年5月29日法律第84号）であり、住民税として、①「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（1998年1月30日法律第2号）、②地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（1998年5月29日法律第85号）である。